



報道機関各位

平成26年8月25日

健康福祉部健康増進課感染症・疾病対策グループ  
担当者 竹内、西田、手賀  
電話番号 0776-20-0348、0352  
県庁内線番号 2620、2628

## 今年10月から、子どもの定期予防接種を広域化します！

10月から、子どもの定期予防接種（予防接種法に基づく予防接種）を県内全域で広域化します。広域化後は、定期予防接種の対象者は、県内の広域的予防接種を行う約170の医療機関であれば、居住する市町外であっても定期予防接種を受けることができますようになります。

つきましては、県民の皆様へ、10月から始まる定期予防接種の広域化について広報していただきますようお願いいたします。

### 1 予防接種広域化の目的

現在、子どもの定期予防接種（予防接種法に基づく予防接種）については、原則として居住する市町（または市町が指定する区域）内の医療機関で受けることとしている。

しかし、交通網の発達等で、普段から健康状態を把握している「かかりつけ医（医療機関）」が他の市町に所在している場合もあり、県下全域で接種できる体制を整備することで、かかりつけ医での接種の推進、接種率の向上および県民の皆様の利便性向上につなげることを目的とする。

### 2 広域的予防接種の概要

対象予防接種	A類定期予防接種 ※予防接種法に基づく、子どもを対象とした予防接種：ヒブワクチン、麻しん風しん混合ワクチン（MR）、4種混合ワクチン（DPT-IPV）、日本脳炎ワクチンなど
対象者	県内に居住するA類定期予防接種の対象者で、以下のいずれかを満たす方 ○かかりつけ医が指定区域外にいる方 ○基礎疾患等を有する方 ○里帰り出産等で一時的に指定区域外にいる方 ○指定区域外の施設入所者 ○その他、やむを得ない事情がある方  ※指定区域（居住する市町が指定する区域。1市町内の場合もあれば、複数の市町にまたがる場合もある。）
広域的予防接種の区域	福井県内全域
広域的予防接種を行う医療機関数	約170機関 （具体的な医療機関名は、広域化を開始する日に公表予定）
接種期間	通年
留意点	・対象者は、事前に居住する市町に連絡する、または承諾を得る必要がある場合がある。 ・対象者は医療機関に事前に予約が必要
開始日	平成26年10月1日（水痘の定期予防接種の開始する日）

#### <参考>現在と予防接種広域化後の予防接種の実施例

例) A市に住んでいる児が、かかりつけ医がいるB市の甲医療機関で定期予防接種を実施する場合（現在）原則として甲医療機関での接種を認めていないため、A市内の医療機関で接種することになる。（広域化後）事前に甲医療機関に予約の上、接種することが可能である。